（講習）

第三十八条　法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習（第十六項において「安全運転管理者等講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

［一～三　略］

［2～5　略］

6　法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習（第十七項において「原付講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

［一～四　略］

［7・8　略］

9　法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習（第十六項において「指定自動車教習所職員講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

［一～三　略］

［10・11　略］

12　高齢者講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一　［略］

二　あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、普通自動車、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

（講習）

第三十八条　法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習（第十六項において「安全運転管理者等講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

［一～三　同上］

［2～5　同上］

6　法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習（第十六項において「原付講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

［一～四　同上］

［7・8　同上］

9　法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習（第十五項において「指定自動車教習所職員講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

［一～三　同上］

［10・11　同上］

12　［同上］

一　［同上］

二　次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる講習方法により、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる時間行うこと。ただし、同表の四の項第一欄に掲げる講習を受けようとする者が、小型特殊免許のみを受けている者であるときは、その者の講習は、同項第二欄第一号及び第三号に掲げる講習方法により、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて一時間行うこと。

第一欄（区分）	第二欄（講習方法）	第三欄（時間）
一　高齢者講習（二から四までの項に掲げるものを除く。）	一　教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。	二時間（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、一時間）
	二　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査。以下この表において同じ。）によるものに基づく指導を含むものであること。	